

昭和二十三年法律第二百三十四号

司法警察職員等指定応急措置法

第一条 森林、鉄道その他特別の事項について司
法警察職員として職務を行うべき者及びその職
務の範囲は、他の法律に特別の定のない限り、司
当分の間司法警察官吏及び司法警察官吏の職務
を行つべき者の指定等に関する件（大正十二年
勅令第五百二十八号）の定めるところによる。

この場合において、同令第三条第四号中「當林
局署」とあるのは、「森林管理局署」と、「農林
事務官」とあるのは、「農林水産事務官」と、
「農林技官」とあるのは、「農林水産技官」とす
る。

第二条 他の法令中「司法警察官吏」とあるのは
「司法警察職員」と、「司法警察官」とあるのは
「司法警察員」と、「司法警察吏」とあるのは
「司法巡査」とそれぞれ読み替えるものとする。
附 則

この法律は、刑事訴訟法を改正する法律（昭
和二十三年法律第一百三十一号）施行の日（昭和
二十四年一月一日）から施行する。

附 則（昭和二十三年一二月一八日法律第
二五〇号）

この法律は、刑事訴訟法を改正する法律（昭
和二十三年法律第一百三十一号）施行の日（昭和
二十四年一月一日）から施行する。

附 則（昭和二十四年五月一四日法律第五
八号）

この法律中第一条の規定は、日本国有鉄道法
(昭和二十三年法律第二百五十六号)施行の日
から、第二条の規定は、公布の日から施行す
る。

附 則（昭和六一年一二月四日法律第九
三号）抄

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から
施行する。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第
一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）
は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、
次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質
及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正
する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）

、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二
十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び
第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成二二年一二月六日法律第一
三九号）抄

1 **（施行期日）** この法律は、公布の日から起算して三月を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。